

## 前里ファミリー歯科 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 24 年 5 月 10 日～平成 27 年 5 月 9 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度、所定時間外労働の免除制度を導入する。

<対策>

- 平成 24 年 6 月～ 検討開始
- 平成 24 年 7 月～ 制度の導入、社内掲示物などによる社員への周知

目標 2：子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 制度の導入、社内掲示物などによる社員への周知（現在、実施）

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 24 年 6 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 24 年 7 月～ 院内において年次有給休暇の取得計画を策定する

目標 4：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 24 年 6 月～ 制度に関する掲示物を作成し社員に周知

目標 5：労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

<対策>

- 平成 24 年 6 月～ 制度について、院内でミーティングを行う。

目標6：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ又は職業訓練の推進。

<対策>

- 平成24年6月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成24年7月～ 受け入れを行う体制作り